

第3章

望ましい環境像と施策の体系

第3章では、理想とする環境像とその実現に向けた
施策の体系を示します。

第1節 望ましい環境像

本計画は「藤岡市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、望ましい環境像を以下のとおりとし、実現を目指して取り組んでいきます。

豊かな環境を次世代へ繋ぐ 自然と人が共生するまち 藤岡市

藤岡市民は、
豊かな環境を子孫に引き継ぐため、
あらゆる活動において環境に配慮し、
自然と人が共生できる社会を築くことに積極的に取り組み、
良き藤岡市民として社会的責任を果たしていきます。

◆「藤岡市環境基本条例」の基本理念

(基本理念)

- 第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が日常生活又は事業活動のなかで、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組むことにより行われなければならない。

第2節 施策の体系

本計画では、以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的・体系的に実施することにより、「望ましい環境像」の実現を目指します。

望ましい
環境像

【基本目標】

豊かな環境を次世代へ繋ぐ
自然と人が共生するまち
藤岡市



脱炭素社会の実現



循環型社会の構築



自然と共生する社会



安全・安心な社会



環境保全の学習と活動

【基本施策】

【個別施策】

1 温室効果ガス排出量の削減

2 再生可能エネルギーの導入の推進

(1) 脱炭素化の推進

(2) まちの脱炭素化の推進

(1) 地域特性に応じた
再生可能エネルギーの導入

1 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) ごみの排出抑制とリサイクルの推進

(2) ごみの適正な処理の推進

1 清らかな水の保全

2 豊かな自然と生態系の保全

(1) 水源の維持と水質の保全

(2) 清流と水辺環境の保全

(1) 森林の整備と活用

(2) 緑と農地の保全

(3) 生態系全体を考慮した自然環境の保全

1 快適で安らげる生活環境の確保

2 安心・良好な街並み

(1) 生活排水対策の推進

(2) 公害の未然防止

(1) 景観の保全

(2) 良好な街並みの保全と環境衛生

1 環境教育・環境学習の推進

2 環境保全活動の推進

(1) 環境保全についての意識啓発、
環境に対する理解の向上

(2) 環境情報の提供、情報公開の推進

(1) 環境保全のための取り組みの推進

第4章

施策の展開

第4章では、施策毎に現状と課題、
施策の具体的内容を示します。

脱炭素社会の実現

基本施策

1 地球温暖化対策実行計画に基づく施策の展開

(1) 脱炭素化の推進

(2) まちの脱炭素化の推進

2 再生可能エネルギーの導入の推進

(1) 地域特性に応じた
再生可能エネルギーの導入

1 地球温暖化対策実行計画に基づく施策の展開

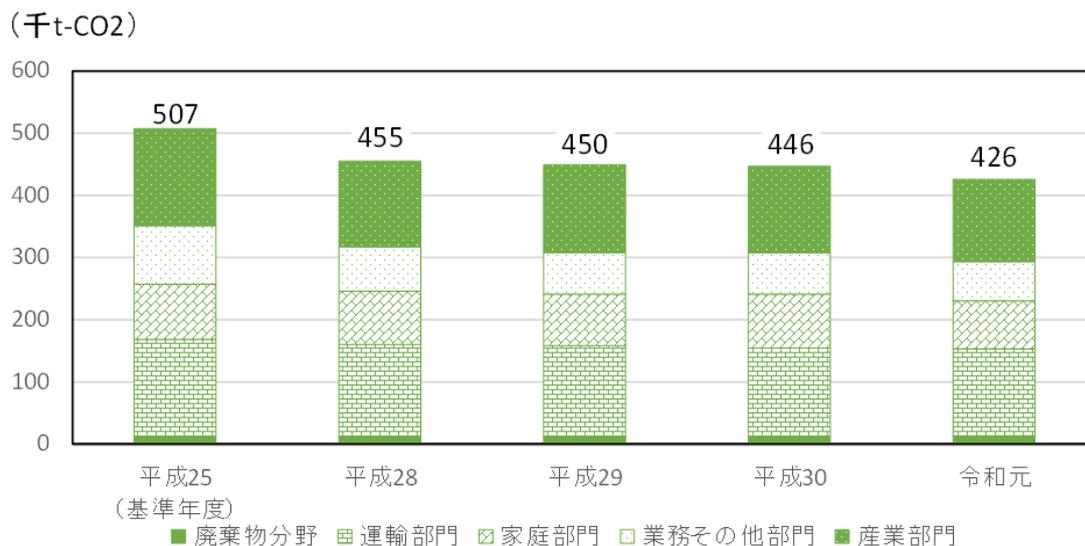
「地球温暖化対策の推進に関する法律」においては、地方公共団体の責務について、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進すること等が定められています。加えて、地方公共団体の施策について、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

これらのことから、本市は本計画にて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための実行計画として「藤岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、削減目標を以下の通りとしています。

2030年度までに2013（平成25）年度比で
市内の温室効果ガス総排出量を46%削減する。

この取り組みは、温室効果ガスの増加による地球温暖化問題が顕著になってきた昨今において、温室効果ガスの排出量を削減・抑制し、地球温暖化の進行を防ぐことを目的とし、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、区域の自然的・社会的条件に応じて実施するものです。

●藤岡市全体の温室効果ガス排出量実績



資料) 環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」より

(1) 脱炭素化の推進

現状と課題

二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスの過剰な排出により引き起こされる地球温暖化問題は、自然環境から私たちの生活まで、地球全体で深刻な影響を及ぼすと予想されていることから、最も重要な環境問題の1つとして認識されています。私たちのあらゆる活動は温室効果ガスの排出と関わりがあることから、市民・事業者・行政が一体となり、温室効果ガス排出量削減に向けて「脱炭素化の推進」を積極的に行っていく必要があります。

国では、地方公共団体が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地方公共団体実行計画」を策定するものとし、本市においても令和4年度に「第4期地球温暖化対策実行計画」(令和5～10年度)を策定し、温室効果ガスの排出量削減と温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り組んでいます。

施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	「藤岡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業からの温室効果ガス排出量の計画的な削減を推進します。	環境課 全課
2	「藤岡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市全体からの温室効果ガス排出量の計画的な削減を推進します。	環境課
3	市有施設の設備を新設・更新する際は、省エネルギー型の設備を導入するとともに、温室効果ガス排出係数の小さいエネルギーを使用するよう努めます。	環境課 各施設所管課
4	公用車への低燃費車または電気自動車等の率先導入を行っていきます。	財政課 環境課

(2) まちの脱炭素化の推進

現状と課題

国は、令和2年に、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体でゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、令和3年10月、地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減、さらに50%の高みを目指すことを宣言しました。

国は、脱炭素社会の実現に向けて、一人ひとりがライフスタイルを転換し、「ゼロカーボンアクション」に取り組んでいくことを推奨しています。その方策として「COOL CHOICE（賢い選択）」があり、例えば、エコカー、節水型トイレ等の「脱炭素製品への買換え」、カーシェアリング等の「脱炭素サービスの選択」、クールビズ、エコドライブ等の「脱炭素なライフスタイルへの転換」が掲げられています。

本市では地球温暖化対策を進めるため、「地球温暖化対策実行計画」に定めた目標を達成するため、温室効果ガスの排出抑制としてまちの脱炭素化の推進の普及、啓発、支援に取り組んでいます。

◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成25年度	令和元年度	令和7年度
		基準	中間実績	目標
市の温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	507	426	356

資料)「自治体排出量カルテ(環境省)」より。
注)算定元となる数字の公表時期の都合により、令和7年度を本計画における目標年度とします。



電気自動車用急速充電器(道の駅「ららん藤岡」)

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	省資源、省エネルギーに関する意識啓発を推進します。	環境課
2	省資源、省エネルギーに対する取り組みの支援をします。	環境課
3	家庭における低燃費車や電気自動車等の導入を推進します。	環境課
4	エコドライブ実践に向けた意識啓発を推進します。	環境課
5	公共施設や住宅に設置する緑のカーテンの普及促進を行っていきます。	環境課
6	地球温暖化問題、温室効果ガスの排出抑制に関する情報提供を継続します。	環境課
7	地球温暖化問題に対する啓発及び個人・団体の環境保全活動に対する支援をします。	環境課



市役所中庁舎 「緑のカーテン」取り組み

市民の取り組み

- テレビや照明、エアコンなどはこまめに消し、電化製品を長時間使用しないときには、コンセントからプラグを抜くようにしましょう。
- 冷暖房機器の温度設定は適正に保ち、寒暖差に応じた服装を着ることで調節しましょう。
- 買い物などで近所に出かけるときは、徒歩や自転車を利用するようにしましょう。
- 遠くに出かけるときは、バスや鉄道などの公共交通を積極的に利用するようにしましょう。
- 自動車を運転するときは急発進・急加速を控え、駐車時にはアイドリング・ストップを心がけましょう。
- 自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけましょう。
- 自動車を購入する際には、低燃費・低公害車を選ぶようにしましょう。
- 住宅の新築や改築の際には、断熱効率の高い床や壁などを導入するようにしましょう。

事業者の取り組み

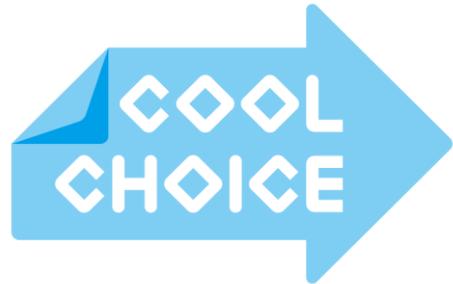
- バスや電車などの公共交通や自転車を利用して通勤するようにしましょう。
- 事業所内の温度設定は適正に保ち、夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進しましょう。
- 建物内への自然光の取り入れや昼休み時の消灯などにより節電に努めるようにしましょう。
- 再生利用可能な資材の活用、使用原料・エネルギー消費の抑制など、工程や作業方法の改善などにより省資源・省エネルギーを推進するようにしましょう。
- 車両を購入する際には、燃費性能などに配慮するとともに、電気自動車やハイブリッド車を導入するようにしましょう。

「COOL CHOICE」とは？

国では、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を達成するため、「未来のために、いま選ぼう。」をキャッチコピーとした「COOL CHOICE」国民運動を実施しています。

これは、省エネ・温度設定・節水などの普段の行動、家電・住宅・自家用車などの身の回りの物を「選ぶ」ときに、未来のために考えた「賢い選択=COOL CHOICE」をしていこう、という取り組みです。

国は、一人ひとりがこの運動に参加し、一丸となって温暖化防止のために「選択」していく旗印として統一ロゴマーク（右図）を設定し、国・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して広く賛同登録を呼びかけています。



未来のために、いま選ぼう。

● 「COOL CHOICE」のさまざまなアクション・キャンペーン



環境省は冷房使用時の室内温度を28℃とすることを推奨しています。扇風機を利用するなどして、体感温度を避ける工夫をしましょう。



環境省は暖房使用時の室内温度を20℃とすることを推奨しています。首、手首、足首を温かくすることや、みんなが1つの部屋に集まり、ウォームシェアしましょう。

エアコン消して 涼しいところ集まろう

COOL SHARE

複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公共施設を利用したりすることで涼をシェアしましょう。

ECO DRIVER.

これからの、マナー。

ゆっくり加速、ゆっくりブレーキや、車間距離にゆとりを持つことで、環境負荷や交通事故が減らせます。



1回で受け取りませんか

宅配便を送るときは受取人が受け取りやすく配慮し、商品注文した際は自分が受け取れる時間を指定するなど、再配達を減らしましょう。



※ 「COOL CHOICE」の賛同登録はCOOL CHOICE ホームページで行えます。
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>)

資料) 環境省「COOL CHOICE ホームページ」より

2 再生可能エネルギーの導入の推進

(1) 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入

現状と課題

「再生可能エネルギー」は、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの自然由来のエネルギーのことで、石油等の化石燃料と比較して二酸化炭素（CO₂）の排出が軽減されることから、環境への影響が少ないという特徴があります。国は、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」等を制定し、再生可能エネルギーの導入を推進することとしています。

本市の天候は快晴・晴れの日が一年のうち約6割を占めていることから、再生可能エネルギーのひとつである太陽光を活用しやすい地域であるほか、市内を流れる河川や農業用水などの豊かな水流を利用した小水力発電や、豊富な森林から生まれる間伐材や林地残材等を活用したバイオマス発電など、藤岡市が保有する豊かな自然を活用した再生可能エネルギーの利用推進が期待されています。

こうした背景を踏まえ、本市は「藤岡市地域新エネルギービジョン」を平成20年2月に策定し、地域レベルで再生可能エネルギーの導入・普及に対応していくこととしました。

現在は、小中学校・公民館などの市有施設に太陽光発電設備を設置し、施設の消費電力の一部を担うほか、市民に対しては平成21年度より住宅用太陽光発電システム等の導入に対する補助事業を行っており、再生可能エネルギーの導入を推進しています。また、さらなる再生可能エネルギーの導入促進を目的として、「藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画」を令和5年3月に策定しました。

◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成28年度	令和2年度	令和10年度
		基準	中間実績	目標
再生可能エネルギー発電量(太陽光発電等)	MWh	79,377	157,593	198,300

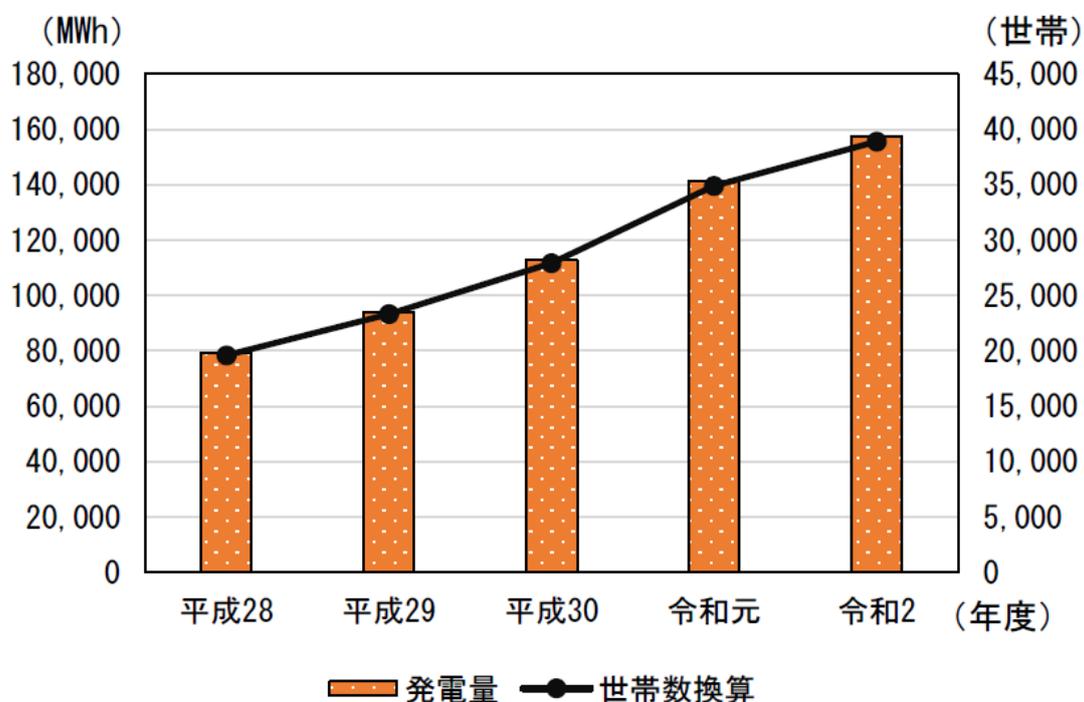
資料)「自治体排出量カルテ(環境省)」より。

◆藤岡市内で導入されている再生可能エネルギーの総発電量

年度	年間発電量	世帯数換算
平成 28	約 79,400MWh	約 19,600 世帯分
平成 29	約 94,200MWh	約 23,300 世帯分
平成 30	約 112,800MWh	約 27,900 世帯分
令和元	約 141,300MWh	約 34,900 世帯分
令和 2	約 157,600MWh	約 38,900 世帯分

※一世帯当たりの電力消費量：4,047kWh（環境省「家庭部門のCO₂排出実態統計調査」より）
資料）「なっとく！再生可能エネルギー（資源エネルギー庁）」より

●藤岡市内で導入されている再生可能エネルギーの総発電量



◆小中学校などに設置された太陽光発電設備による発電状況（令和3年度）

	施設数	最大出力計	年間発電量	CO ₂ 削減効果
太陽光発電	23 施設	265.0kW	213,879kWh	118.7t-CO ₂

資料）藤岡市

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を検討・推進していきます。	環境課 各施設所管課
2	住宅等における再生可能エネルギー及び省エネ機器の導入に対して支援をしていきます。	環境課
3	市内の豊富な自然資源を活用したバイオマス発電や小水力発電について検討をしていきます。	環境課 農政課
4	市民・事業者に対して再生可能エネルギーに関する情報を発信していきます。	環境課

市民の取り組み

- 電化製品を購入する際は、省エネ型や節水型の製品を選ぶようにしましょう。冷暖房機器については、省エネ性能に加え、使用する部屋の広さや目的にあったものを選ぶようにしましょう。
- 再生可能エネルギー利用設備の導入を検討してみましょう。

事業者の取り組み

- 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネ型のものを選ぶようにしましょう。
- 排熱など現在未利用のままにしているエネルギーや市域に豊富に存在する木材資源の活用を推進するようにしましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギー利用設備を検討しましょう。
- 稲わら、家畜ふん尿、間伐材など、農地や山林からの「バイオマス資源」を積極的に活用するようにしましょう。

循環型社会の構築

基本施策

1 ごみ減量とリサイクルの推進

(1) ごみの排出抑制とリサイクルの推進

(2) ごみの適正な処理の推進

1 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) ごみの排出抑制とリサイクルの推進

現状と課題

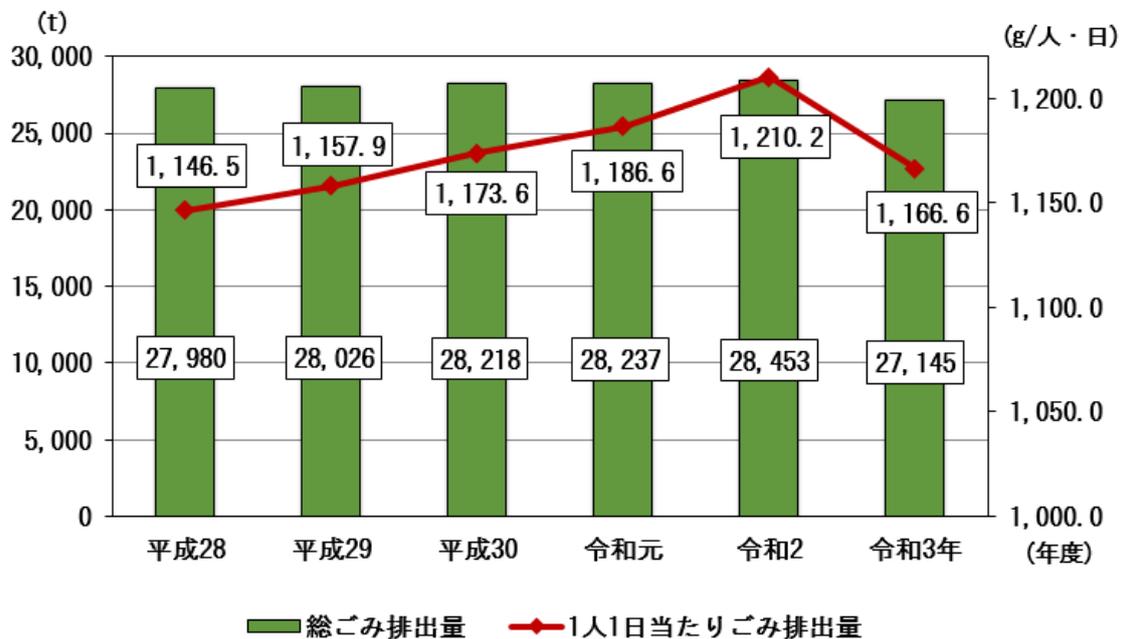
《ごみの排出状況》

本市のごみ総排出量は、ほぼ横ばい傾向で推移しており、令和3年度は27,145tでしたが、一方で1人1日当たりごみ排出量は微増傾向で、令和3年度は1,166.6g/人・日でした。

1人1日当たりのごみ排出量は、平成28年度に対して令和3年度が2%弱の増加であると同時に、令和3年度において1人1日当たりのごみ排出量は県内12市で最も多いことから、市民・事業者・行政が一体となった、より一層のごみ減量化の推進が必要です。

本市ではごみの減量化のため、市民・事業者に向けた情報提供や啓発活動を実施しています。具体的な取り組みとしては、買い物の際に使用するレジ袋を削減するためのマイバッグ啓発活動や、家庭や飲食店から発生する食品ロスを減らすため、群馬県の「ぐんまちゃんの食べきり協力店」の周知などが挙げられます。

●ごみ排出量の推移



資料) 藤岡市清掃センター、群馬県環境情報ホームページ

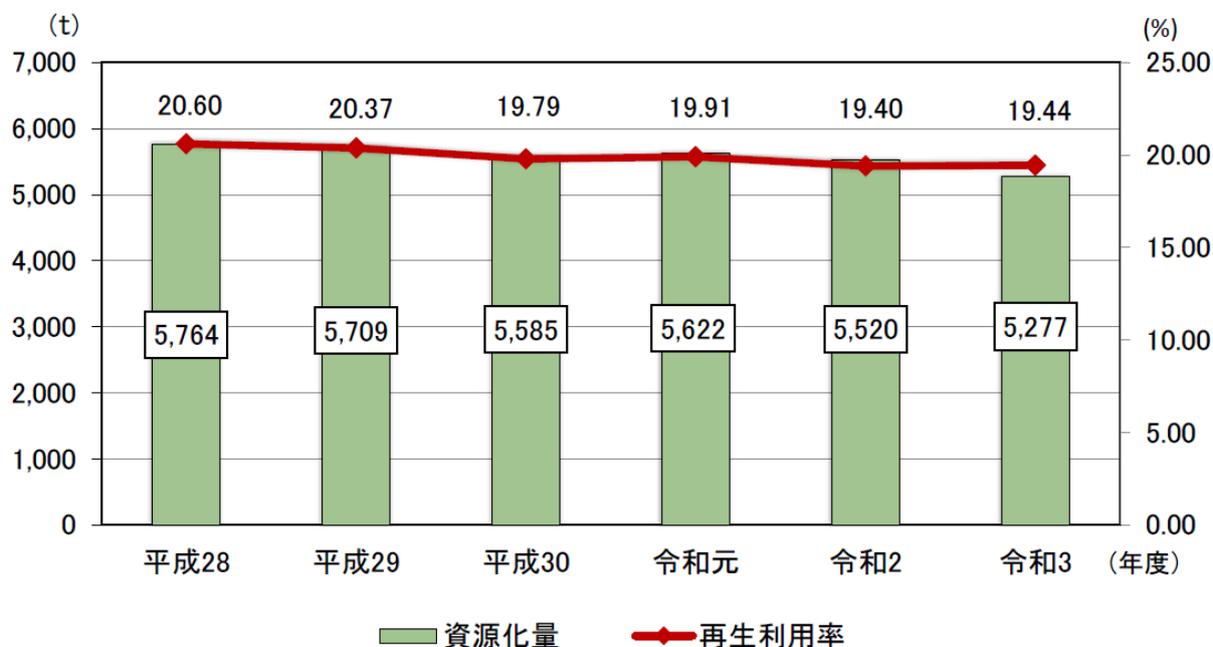
《ごみの資源化状況》

本市では、平成9年10月より資源ごみ分別回収事業を開始し、ごみを分別収集することにより、ごみの減量化、リサイクルの推進を行っています。資源ごみの回収品目については一部見直しを行い、平成30年度から新たに廃食油の資源回収、令和3年度から使用済みインクカートリッジやパソコン等小型家電の回収を始めました。

また、市民主体のごみ減量化、再資源化を図るため、資源の集団回収事業の支援や広報・パンフレット等によるPRを行うなど、啓発活動を実施しています。

本市の令和3年度再生利用率は19.4%ですが、平成30年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」の再生利用率目標値（2020年度）は27%であることから、資源ごみの分別収集をさらに向上することが課題となっています。

● 藤岡市の資源化量と再生利用率の推移



資料) 藤岡市清掃センター

◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成28年度	令和3年度	令和10年度
		基準	中間実績	目標
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	1,146.5	1,166.6	1,100.0
一般廃棄物の再生利用率	%	20.6	19.4	27.0

◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の 43.4%、事業者の 40.4%が「家庭ごみや産業廃棄物の処理・リサイクル」に関心を持っており、市民の 37.8%は「ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー」を不満と感じています。そして、これからの本市に重要なこととして、市民の 29.8%、事業者の 34.8%が「ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー」を挙げています。

ごみの減量とリサイクルの推進のため、市民の 80.6%が「市指定の分別方法によるごみ出し、リサイクルの推進」に取り組んでいます。また、事業者の 61.0%が「廃棄物発生抑制・適正処理・リサイクルの推進」に取り組んでいます。

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	5R 活動の推進を行っていきます。	清掃センター
2	ごみの分別方法、収集日時など、ごみの捨て方に関する周知によりごみ出しマナーの向上を図ります。	清掃センター
3	地域コミュニティによるごみステーションの適正な管理・使用を周知していきます。	清掃センター
4	資源ごみの回収品目や分別について周知・広報を行っていきます。	清掃センター
5	地域における資源ごみのリサイクル回収を促進するため、「資源集団回収事業奨励補助金及び助成金交付事業」の実施を継続していきます。	清掃センター
6	ごみ収集量や資源ごみ再利用状況等についての情報提供を行っていきます。	清掃センター
7	「藤岡市グリーン購入基本方針」に基づき、環境配慮製品の率先購入を推進します。	環境課 全課
8	買い物時に発生するレジ袋を削減するため、レジ袋削減キャンペーン及びマイバッグの持参を呼び掛けていきます。	環境課
9	食品ロスを減らすため、群馬県の「ぐんまちゃんの食べきり協力店」の周知など市民・事業者に啓発を行っていきます。	環境課
10	庁内から排出されるごみのリサイクルと分別収集及び発生の抑制に努めます。	環境課 清掃センター 全課

市民の取り組み

- 過剰な包装を断り、できるだけ包装の少ない商品を購入するようにしましょう。
- 買い物に際してはマイバッグを持参し、可能な限りレジ袋を受け取らないようにしましょう。
- 環境にやさしいエコ製品（再生品など）を優先して購入するようにしましょう。
- 故障したものは修理して使い続けるなど、ものを大切に長く使うようにしましょう。
- 必要なものを必要な分だけ購入するようにしましょう。
- 食べずに捨てる食品を減らすため、食べ残しが発生しないように心がけましょう。
- 古紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをきちんと分別するなど、ごみ出しのルールを守るようにしましょう。
- 地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力するようにしましょう。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用し、不用品を有効利用するようにしましょう。
- 生ごみは、水気をよく切ってから捨てるようにしましょう。

事業者の取り組み

- 梱包や包装はできるだけ簡素化するようにしましょう。
- 事業所内に「リサイクルボックス」を設置するなどして、資源ごみの分別を積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 自社で販売した製品や容器包装類の回収を行うなど、リサイクルの推進に努めましょう。
- 製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品を優先するなど、グリーン購入を心がけましょう。
- 書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めましょう。
- OA用紙やカタログ、パンフレットなどは、古紙の配合率の高いものを使用するようにしましょう。
- ゼロ・エミッションなど、できる限りごみを出さない事業活動に取り組みましょう。
- マイバッグ持参の呼びかけなどにより、レジ袋の削減に取り組みましょう。

食品ロスの削減へ

食品ロスとは？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことです。

日本での食品ロスは、年間 522 万 t^{*} に上り、これを 1 人あたりに換算すると、毎日お茶碗 1 杯分のご飯に近い量（約 113 g^{*}）を捨てていることになります。

※消費者庁より

食品ロスの原因

家庭からの食品ロスの原因は主に 3 つに分けられます。

- ① 直接廃棄：買いすぎや長持ちしない保存方法により、調理されずに捨てられるもの
 - ② 食べ残し：作りすぎや好き嫌いにより、食べずに捨てられるもの
 - ③ 過剰除去：調理技術の不足や過度な健康志向により、可食部が過剰に捨てられるもの
- ◎食品ロスは、日常生活のちょっとした配慮で減らすことができます。

食品ロスを減らす取り組みと内容

- ・ぐんまちゃんの食べきり協力店（群馬県）

「ぐんまちゃんの食べきり協力店」に登録されている店舗は、以下の取り組みを一つ以上実施しているお店です。

飲食店・宿泊施設	食品小売店
<input type="checkbox"/> 小盛、ハーフサイズメニューの設定	<input type="checkbox"/> 賞味期限が迫った商品の値引き・加工販売
<input type="checkbox"/> 来店者からの要望に応じた量の調整	<input type="checkbox"/> 賞味期限が近い順に購入することを促す呼びかけ
<input type="checkbox"/> 食べ残し削減の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 閉店間際における値引き販売
<input type="checkbox"/> 特典の付与（例：食べきった来店者にポイント付与等）	<input type="checkbox"/> 量り売り、ばら売り、少量パック等による販売
<input type="checkbox"/> 食品廃棄物のリサイクル	<input type="checkbox"/> 食品廃棄物のリサイクル
<input type="checkbox"/> ポスター等の掲示による啓発活動の実施	<input type="checkbox"/> その他食材を使い切るための取り組み
<input type="checkbox"/> その他食べ残しを減らすための取り組み	<input type="checkbox"/> その他食べ残しを減らすための取り組み

- ・3010 運動

「宴会の開始 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもので、宴会等の食事の席で余りがちな食品を残さず食べようという取り組みです。2011 年に提唱され、全国に広まりつつあります。



資料) 環境省ホームページより

(2) ごみの適正な処理の推進

現状と課題

ごみ対策全般における環境負荷低減のため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（受け取りを断る）、リスペクト（大切に長く使う）の5Rの一層の推進と「ごみの適正な処理」を図り、化石燃料等の枯渇性資源や希少金属などの確保の視点を持ちながら、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努めます。

本市で発生したごみは「藤岡市清掃センター」と「鬼石資源化センター」で中間処理されています。清掃センターで生じたばいじん、不燃残さ及び鬼石資源化センターで生じた不燃残さについては、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の「緑埜クリーンセンター」の最終処分場に埋め立てています。一方で、焼却灰については焼成処理を行い、道路の埋め戻し材として資源化を行っています。

令和3年度における本市のごみの資源化量は 5,277 t、再生利用率は 19.4%となっています。

限られた財源で最良のごみ処理対策を進めるため、コストと環境負荷低減効果のバランスを常に検証していく必要があります。

施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	清掃センター、鬼石資源化センターの活用、維持管理を継続していきます。	清掃センター
2	市民の清掃センターの施設見学を通じたごみ問題等の意識啓発を行っていきます。	清掃センター
3	最終処分地への焼却灰埋め立て処分量の抑制及び廃棄物の有効活用のため、焼却灰の焼成処理による再資源化を継続していきます。	清掃センター

事業者の取り組み

- 産業廃棄物については、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行いましょ
- 生産工程で使用する化学物質は、使用、管理、保管、廃棄の各段階での漏洩防止を徹底するなど適正に管理し、周辺に悪影響を及ぼさないように配慮しましょ
- 事業系一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づいて適正に処理しましょ



清掃センター 全景



資源ごみの分別作業

自然と共生する社会

基本施策

1 清らかな水の保全

(1) 水源の維持と水質の保全

(2) 清流と水辺環境の保全

2 豊かな自然と生態系の保全

(1) 森林の整備と活用

(2) 緑と農地の保全

(3) 生態系全体を考慮した自然環境の保全

1 清らかな水の保全

(1) 水源の維持と水質の保全

現状と課題

《水道の水源》

本市の上水道は、表流水と地下水を利用しています。水源の数は、表流水1か所と深井戸6か所、浅井戸3か所です。表流水は神流川から取水して中央浄水場に導入、浄水処理を行い、全体量(39,000 m³/日)の52%を市内各地へ配水しています。残りの48%は地下水を利用し、東部浄水場、北部浄水場、上の山浄水場及び譲原浄水場にそれぞれ導入され、浄水処理後市内各地へ配水されます。

このように水道の水源は、河川の表流水に頼る面があり水質の保全はもちろんのこと、水量の確保も重要です。

なお、令和3年度現在、本市における給水普及率は、上水道と簡易水道・小水道を併せて99.7%となっています。

注) 文中の数値は「藤岡市新水道ビジョン」より抜粋

《河川の水質》

生活環境を保全するため、河川や湖沼に対しては「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型が定められており、本市の河川・湖沼については、神流川と鎗川がA類型、烏川がB類型に指定されています。

本市では、鮎川、猿田川(鎗川に合流)、笹川、三名川、荒沢川、三波川(いずれも神流川に合流)、中川、温井川、中島川(いずれも烏川に合流)において定期的に水質調査を行っています。

P. 41～P. 43に各河川の水質調査結果を示します。計画策定から4年間で主に小さな河川の水質が改善されている傾向にあり、令和3年度においては、中島川を除いたすべての河川において、BODの測定結果が基準値を下回る結果となりました。これは、市内の下水処理率の向上や合併処理浄化槽の導入率が高くなったことが要因の一つとして考えられます。

○生物化学的酸素要求量

(猿田川・笹川・中川・温井川・中島川・三名川、荒沢川・三波川・鮎川・烏川・神流川・鎗川)

生物化学的酸素要求量 (BOD) は、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

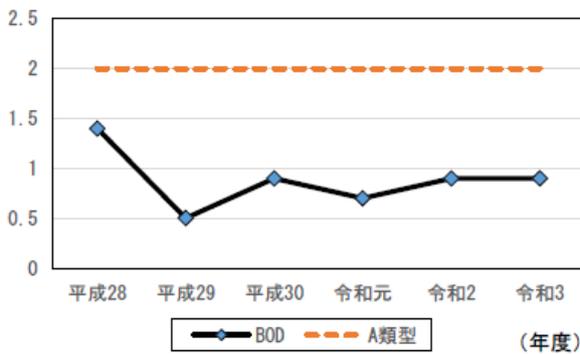
河川の汚染状態を表すのに用いられ、数値が大きいほど水質汚濁が著しくなります。

◆生物化学的酸素要求量

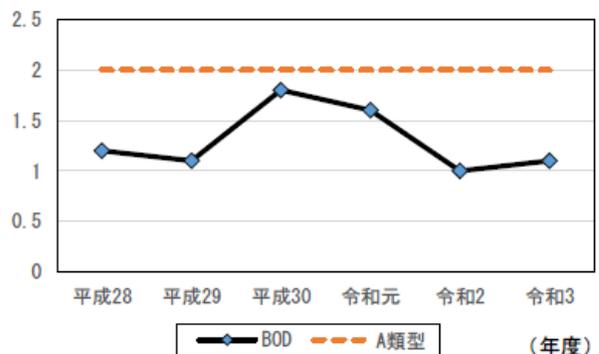
河川名 調査年度	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位: mg/l)											備考		
	猿田川 A類型	笹川 A類型	中川 B類型	温井川 B類型	中島川 B類型	三名川 A類型	荒沢川 A類型	三波川 A類型	鮎川 A類型	烏川 B類型	神流川 A類型		鎗川 A類型	
平成28	1.4	1.2	2.5	6.1	2.5	未測定	未測定	0.5 未満	0.7	1.9	0.6	1.8	生活環境の保全 に関する河川環境 基準 生物化学的酸素 要求量 (BOD) ・A類型 2mg/l以下 ・B類型 3mg/l以下	
平成29	0.5 未満	1.1	1	1.8	2.2			0.5 未満	0.8	1.5	0.7	1.8		
平成30	0.9	1.8	1.6	2.6	3.8			0.6	1.6	2.1	0.7	1.9		
令和元	0.7	1.6	1.9	1.7	2.4			0.5 未満	0.5 未満	0.9	2.3	1.1		1.7
令和2	0.9	1	1.3	1.1	3.2			0.5 未満	0.6	0.5 未満	2.6	0.9		1.4
令和3	0.9	1.1	1.5	1.3	3.7			0.5	1.2	0.7	0.5	2.2		2

資料) 藤岡市、県環境白書より

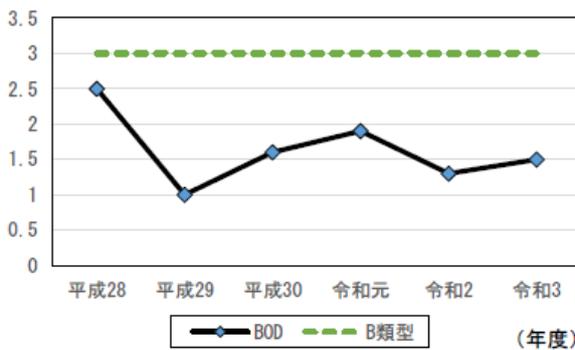
(mg/l) 猿田川のBOD調査結果



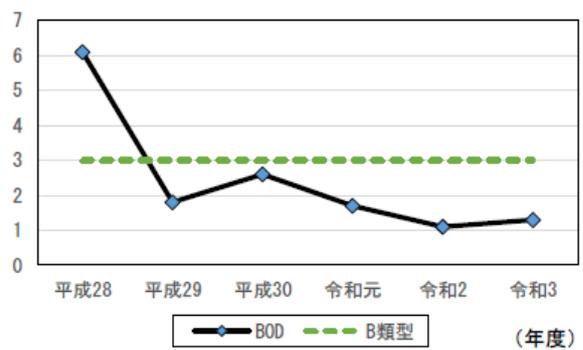
(mg/l) 笹川のBOD調査結果

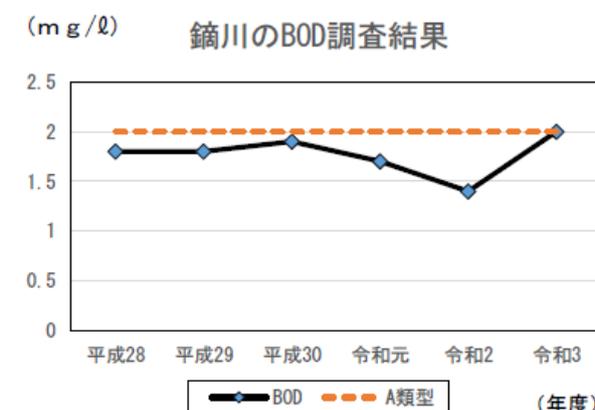
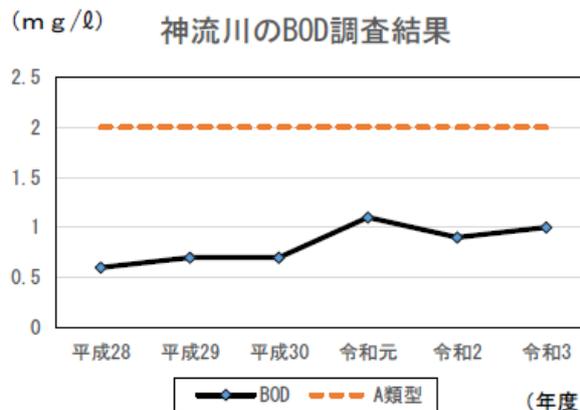
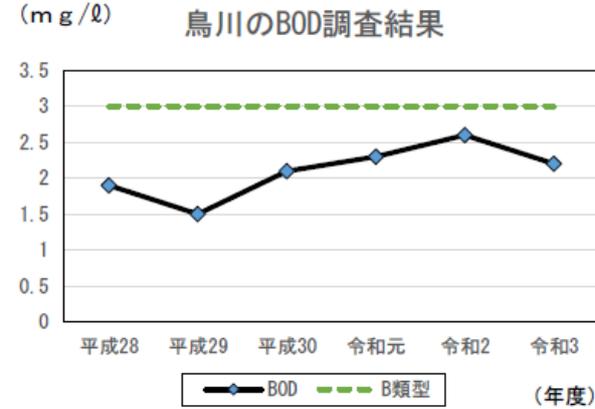
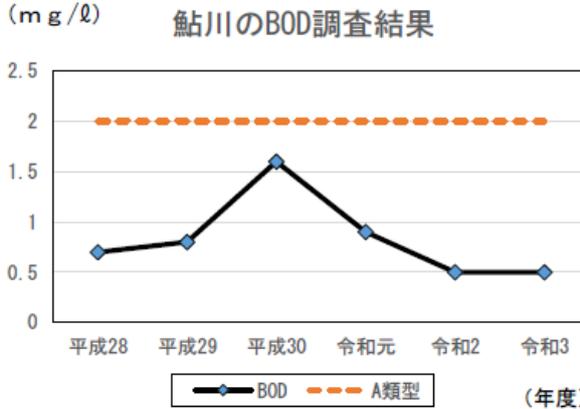
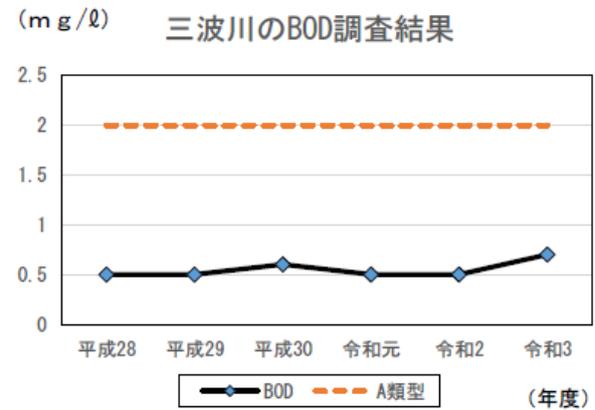
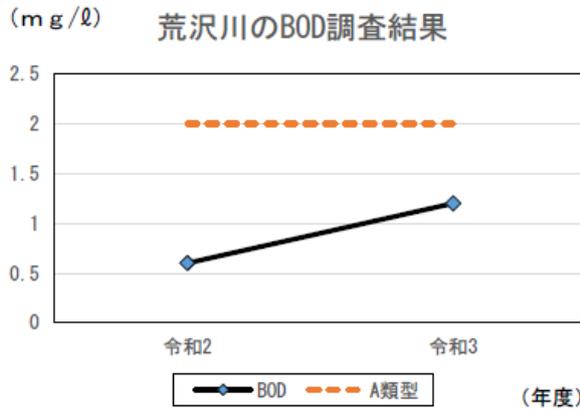
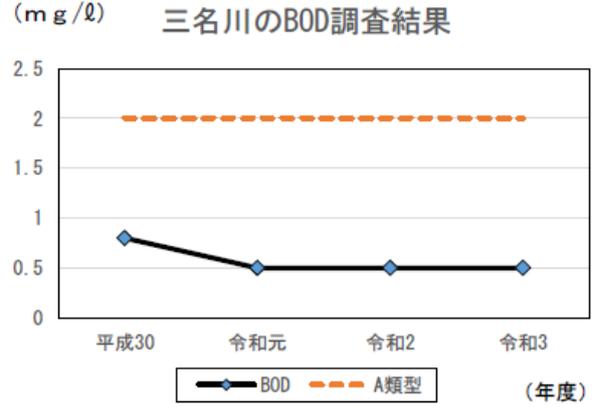
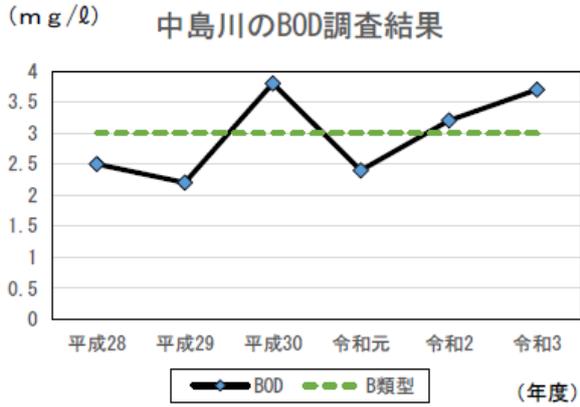


(mg/l) 中川のBOD調査結果



(mg/l) 温井川のBOD調査結果





◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の32.4%が「工場や家庭排水などによる河川の水質汚濁」に関心を持っており、また、市民の39.9%が環境に対する「山や川などの自然の景色の美しさ」に満足しています。

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	河川の水質検査、水質測定データの情報公開を継続して行っていきます。	環境課
2	県と協力し、地下水の水質汚濁状況調査、把握を行っていきます。	環境課
3	水源地付近の廃棄物投棄の監視を継続していきます。	環境課 浄水課
4	森林整備計画に沿った間伐の実施による水源かん養機能の確保を行っていきます。	農政課

(2) 清流と水辺環境の保全

現状と課題

本市における河川沿いの都市計画緑地としては、烏川緑地（69.7ha）と神流川緑地（147.4ha）の2つがあります。現在は、いずれの緑地もスポーツ施設や多目的広場等として活用されていますが、市民の河川の保全・愛護に向けた意識の向上を図るためには、新たな親水設備等の整備が必要となっています。

また、鮎川の水を利用している「美土里堰水路」を改修し、農業用水としての機能を回復すると共に、緑地や水辺空間を創設し、景観の保全、生態系の回復、親水機能の発揮に役立つ水環境整備を行いました。

国土交通省と共同で行った美九里地区における神流川の優れた景観や清流を活かした「水辺の楽校プロジェクト」は、豊かな自然環境を有し、身近な自然空間である河川を子どもたちが自然体験の場として活用できるだけでなく、誰もが安全・安心して利用できる自然観察の場所として、地域の市民団体、教育関係者、市が連携し、環境を保全しています。

この他に市内の市民団体による河川清掃等の取り組みが自主的に行われています。

◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の26.6%が「川や池などの水辺のきれいさ」に満足している一方、26.9%の市民が何らかの不満を感じています。

施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	農業用水路や既存の公園などの自然を生かした水辺空間の整備を推進します。	農政課
2	水辺での学習活動、美化活動の実施による水辺空間の保全に向けた意識啓発を行っていきます。	土木課
3	水辺を含む、緑地公園等の整備を継続します。	都市施設課

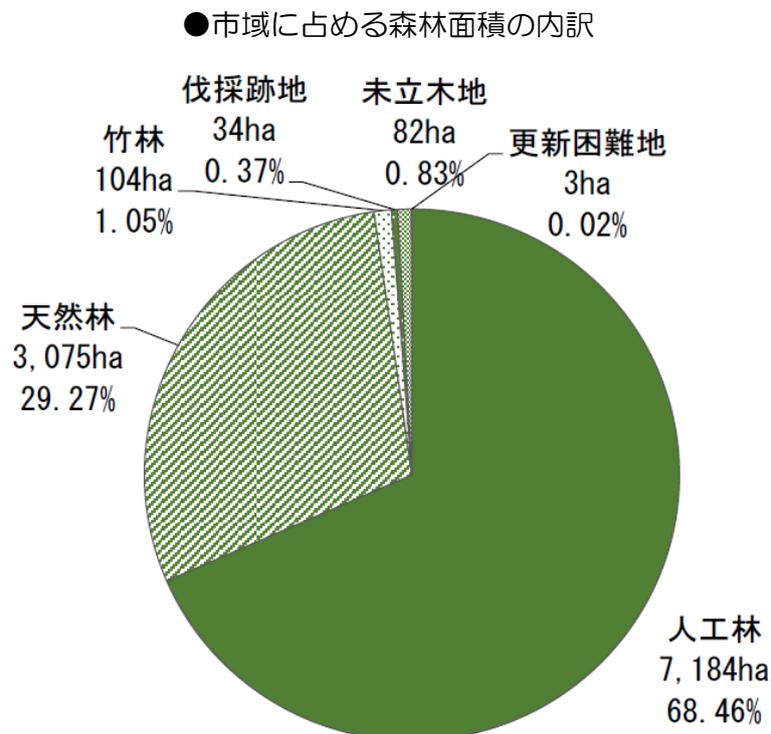
2 豊かな自然と生態系の保全

(1) 森林の整備と活用

現状と課題

本市には、南西部に赤久縄山（標高 1,523m）や御荷鉾山（同 1,287m）があり、北東部に平野が広がる地勢となっています。

なお、森林面積は 10,424ha であり、人工林が 68.4%、天然林は 29.3%を占めています。



注) 森林面積：森林法で「森林」として規定されている土地の面積を示します。
資料) 藤岡市

本市の豊かな森林は県内における三大林業地帯の1つとして数えられており、豊富な資源を活用した林業の一層の振興を図る必要があります。

森林は、雨水を貯えて河川の流量を安定させ洪水を緩和するほか、美的景観の形成、保健休養林、動植物の生息環境の提供、二酸化炭素の吸収など、重要な役割を果たしています。

しかし、近年では、林業従事者の減少や高齢化、木材価格の低迷による経営環境の悪化等のため、適切な森林管理が難しくなっている状況もみられます。このため、今後農山村部における一層の過疎化の進行に伴い、森林を適正な状態で維持できなくなるおそれがあります。

◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 10 年度
		基準	中間実績	目標
素材生産量	m ³	5,485	4,299	10,000

◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の 26.3%が「里山や山林の荒廃」、20.5%が「開発による自然破壊」を関心のある環境問題として挙げています。

施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	地域森林整備計画に基づき、計画的な森林整備を推進します。	森林課
2	県・市・森林組合・森林所有者が一体となった取り組みを推進します。（森林経営管理制度等）	森林課
3	間伐材の活用や地元生産材の利用拡大等による林業活性化を推進します。	森林課
4	各種団体と連携した林業体験や木工づくりなどのイベントの開催による林業への理解の増進を行っていきます。	森林課
5	山間地での造林事業の推進や森林資源の有効活用による森林と森林景観の保全を行っていきます。	森林課
6	農林業の後継者や新規就業者の育成、確保支援を行っていきます。	森林課
7	人工林の適正管理の推進による森林機能・景観の保全を行っていきます。	森林課
8	生産基盤の整備と林業の振興を図り、森林の保全を行っていきます。	森林課

(2) 緑と農地の保全

現状と課題

農地は、農作物を栽培する機能の他に、雨水を貯留して地下水をかん養する機能や、田園風景を形成する景観資源等としての役割を有しています。しかし、市内の経営耕地面積・農家数はいずれも減少傾向であり、遊休荒廃農地が中山間地域を中心に増加傾向を示しています。

人手が加えられなくなった農地や山林は、雑草の繁茂や荒廃により美観を損ね、農地景観や山林景観が阻害されるケースが目立ってきています。

◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 10 年度
		基準	中間実績	目標
認定農業者数	人	145	145	138
農地所有適格法人数	法人	18	26	30
ほ場整備率	%	58	61	62

◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の 39.9%が「山や川などの自然の景色の美しさ」について、また、38.8%が「緑とのふれあいの多さ」について満足しています。

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	休耕田や耕作放棄地等の有効活用による農地と農地景観の保全を行っていきます。	農政課 農業委員会
2	営農組織や認定農業者の育成等による意欲ある農業の担い手を育成支援します。	農政課
3	農地の集積等による遊休農地の解消を行っていきます。	農業委員会 農政課
4	地方回帰者による「帰農」の支援を行っていきます。	農政課

市民の取り組み

- 農産物直売所などで、地元で作られた農産物を選んで購入するようにしましょう。
- 農地や森林の価値を理解し、各種活動や苗木配布などのイベントに積極的に参加するようにしましょう。
- 耕作しない農地は、不良状態にならないよう適正に維持・管理しましょう。
- 遊休農地の有効な活用に努めましょう。



市内の田園風景

(3) 生態系全体を考慮した自然環境の保全

現状と課題

本市の水域には、希少な生物種であるヤリタナゴ、マツカサガイ、ホトケドジョウが生息しています。本市に生息するヤリタナゴは、県内で生息する唯一の在来種のタナゴです。これらの3種は、市の天然記念物として指定されていますが、絶滅のおそれもあります。

環境省のレッドリスト（令和4年3月）において、ヤリタナゴとマツカサガイは「準絶滅危惧」、ホトケドジョウは「絶滅危惧ⅠB類」に指定されています。また、群馬の動物レッドリスト（2022年改訂版）において、マツカサガイは改訂前から変わらず「絶滅危惧ⅠA類」に指定されていますが、ヤリタナゴは「野生絶滅」、ホトケドジョウは「絶滅危惧ⅠB類」と、改訂前より厳しい区分に指定されています。

これらの3種の外、群馬の動物レッドリストで絶滅のおそれのある野生動物として指定された種のうち、キンブナ（絶滅危惧ⅠA類）、メダカ（絶滅危惧ⅠA類）、シマドジョウ（準絶滅危惧）、カジカ（準絶滅危惧）、カマツカ（準絶滅危惧）、ギバチ（絶滅危惧Ⅱ類）が市内の河川で確認されています。

現在、本市に生息する貴重な生物の保護については、環境保護関係のNPO法人やボランティア団体による自主的な活動に頼っている状況にあり、各種団体がそれぞれ連携・協力しながら保護活動を行っています。

また、平成21年度に神流川と三波川を対象として環境省環境部「水生生物による水質判定」に基づいて水生生物調査を行い、水中昆虫等の生息状況を確認した結果、神流川、三波川ともに、サワガニ、ヒラタカゲロウ、カワゲラ等の出現回数が多く、「きれいな水」に分類されました。

森林には、国指定天然記念物のヤマネが生息し、桜山公園には国指定名勝及び天然記念物の冬桜が群生しています。

一方、外来生物について、本市ではホームページ及び広報にて情報の周知を行っています。また、外来生物被害の予防に向けて、環境省により作成された「外来種予防三原則」について市民・事業所・行政それぞれが心にとめ、行動することが重要です。

●外来種被害予防三原則

入れない	捨てない	拡げない
悪影響を及ぼすおそれのある外来種を、自然分布域から非分布域へ「入れない」	飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）	既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）

ヤリタナゴの生態と保護について

ヤリタナゴは、河川中流域のワンド（小さな入江）や支流等の多少流れのあるところに生息します。かつては平野部の河川や湖沼に普通にみられ、県内には在来種が5種生息していました。

ヤリタナゴはコイ目コイ科に属し、体長は8～12cmほどで、体形は細長く、口端に1対の口ひげを持っています。産卵期になると、オスは体が赤みを帯び、背びれと尻びれの縁が朱色に染まります。産卵期は春から夏で、主にマツカサガイに卵を産み付けます。卵は貝の中で授精し、そのまま孵化します。稚魚は1cmほどの大きさになるまで貝にとどまります。

これらの生物の生態をみると、ヤリタナゴはマツカサガイに卵を産むため、この貝がなければ繁殖できないという特徴があります。また、マツカサガイは幼生期にホトケドジョウ等に付着・寄生しなければ成長できません。このようにヤリタナゴ・マツカサガイ・ホトケドジョウは、相互に産卵や幼生期を他の生物に依存しているため、生物種を保護するためには、それぞれ単独で保護するのではなく、これらの生物の生息環境全体を保全することが大切です。



ヤリタナゴ

●ヤリタナゴ・マツカサガイ・ホトケドジョウ等の生態関係

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	市の天然記念物であるヤリタナゴ、マツカサガイ、ホトケドジョウを継続して保護します。	文化財保護課
2	関係者、団体等との連携、協働による貴重な生物の保護活動を推進します。	文化財保護課 環境課
3	ヤリタナゴ等の貴重な生物の生息環境の保全、回復を推進します。	農政課 文化財保護課
4	外来生物による既存生態系への影響を防ぐため、外来生物に関する情報提供を行うとともに、県などの関係機関と連携し、対策を行っていきます。	環境課
5	三波川の冬桜と三波石峡の保護・啓発活動を推進します。	文化財保護課 にぎわい観光課

市民の取り組み

- 身近な自然や市域に分布する動植物に関心を持ち、自然に対する知識を深めましょう。
- 自然の中で遊びやレクリエーションを楽しみ、自然と親しみを深めましょう。
- 貴重な動植物が生息する場所は、地域のかげがえのない場所として大切に保護しましょう。
- 外来種の動植物を自然に放さないようにしましょう。
- ハイキングやキャンプ、釣りなどのレジャーやレクリエーションで発生したごみは必ず持ち帰るようにしましょう。
- 地域の自然観察会に参加するなど、自然についての知識と理解を深めましょう。
- ヤリタナゴやホタルの生息できる水辺環境の整備や水辺の美化活動など、自然を回復する活動に積極的に参加するようにしましょう。

事業所の取り組み

- 開発行為などの事業活動では、環境に配慮した工法の採用などにより、自然環境や生態系への影響をできるだけ少なくするよう努めましょう。
- 屋外照明使用の際には、景観や生活環境だけでなく、周辺の動植物にも配慮するようにしましょう。
- 開発事業においては、地域の自然や景観に配慮した空間づくりに努めましょう。



冬桜（桜山公園）



三波石峡

安全・安心な社会

基本施策

1 快適で安らげる生活環境の確保

(1) 生活排水対策の推進

(2) 公害の未然防止

2 安心・良好な街並み

(1) 景観の保全

(2) 良好な街並みの保全と環境衛生

1 快適で安らげる生活環境の確保

(1) 生活排水対策の推進

現状と課題

《生活排水》

本市は、平成 12 年 5 月に群馬県知事より生活排水対策重点地域の指定を受けました。これを受けて、市民の生活環境基盤の整備と水環境の保全を目標として「生活排水対策推進計画」を平成 15 年 3 月に策定しました。現在は、令和 4 年 12 月に策定した生活排水処理基本計画をもとに、市全域における生活排水対策を積極的に推進しています。

生活排水処理の内訳をみると、本市の下水道は利根川上流流域関連公共下水道として昭和 62 年に供用を開始し、現在では市域の一部（面積 1,600ha、人口 46,500 人）を対象に全体計画が策定されています。事業計画面積は 552.4ha であり、令和 3 年度末において、その約 85%に当たる 468.9ha が整備されましたが、普及率は 32.4%にとどまっています。

合併処理浄化槽については、令和 3 年度末までに 8,110 基が設置され、単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換設置者に対して補助金を交付しています。

下水道及び合併処理浄化槽の普及率は 72.3%であり、群馬県平均 83.1%、全国平均 92.6%と比べて低い水準にあります。水質保全を図るうえで、下水道及び合併処理浄化槽への転換が必要とされています。

◆下水道、合併処理浄化槽の整備状況

行政区域内 人口（人）	下水道等人口（人）			普及率 （%）
	公共下水道	合併処理 浄化槽	計	
63,291	20,520	25,234	45,754	72.3

注）行政区域内人口は、令和 4 年 3 月 31 日の住民基本台帳人口

◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 10 年度
		基準	中間実績	目標
下水道の普及率	%	32.1	32.4	34.0
下水道の接続率	%	73.3	80.6	87.3
合併処理浄化槽の普及率	%	33.8	41.5	46.5

◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

これからの本市が重点的に進めるべき環境対策として、市民の 27.1%、事業者の 26.2%が「下水道や合併浄化槽の普及」を挙げています。

施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	公共下水道事業の推進及び下水道整備完了区域での早期接続を促進します。	下水道課
2	汲み取りや単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。	下水道課

市民の取り組み

- 台所などからの調理くずや食べ残し、油などを排水口に流さないようにしましょう。
- 水やお湯を無駄にしないように心がけましょう。
- お風呂の残り湯は、洗濯や庭への散水で使用するなど、有効利用に努めましょう。

(2) 公害の未然防止

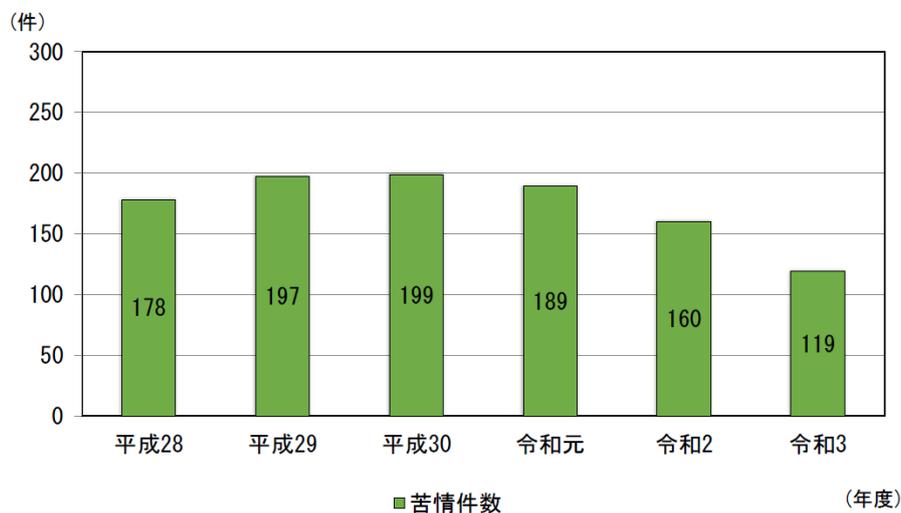
現状と課題

《公害苦情》

本市における生活環境に関する苦情件数は、平成 24 年度の 260 件をピークに減少傾向を示しています。

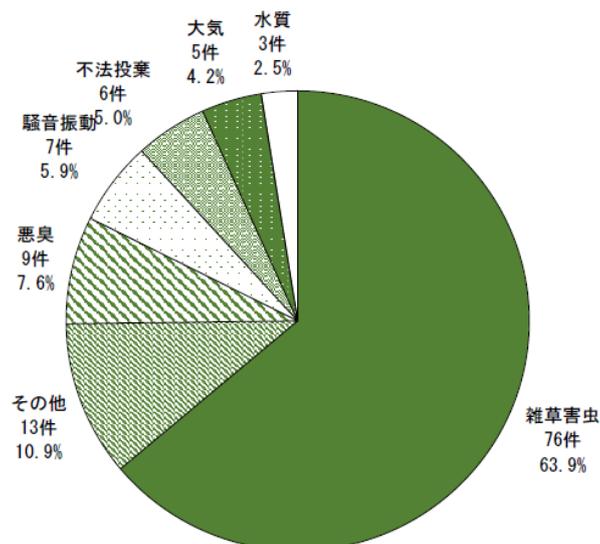
公害苦情の内訳についてみると、従来の事業活動に伴う事業系の公害から、市民の日常生活活動に伴う生活系の公害にシフトしつつあることが特徴となっています。令和 3 年度の苦情件数の内訳をみると、雑草害虫に関するものが最も多く、全体の 63.9% を占めており、次いで野焼きなどの大気、不法投棄、騒音振動等となっています。

● 苦情件数の推移



資料) 令和 4 年度藤岡市環境事業概要

● 苦情処理の内訳 (令和 3 年度)



資料) 令和 4 年度藤岡市環境事業概要

《大気》

大気質の監視を目的として、群馬県において、一般環境大気の測定を18箇所、自動車排出ガスの測定を8箇所で行っています。一般環境大気では二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、自動車排出ガスでは二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質を主な対象として常時監視が行われています。

令和3年度における測定結果は、一般環境大気及び自動車排ガスの光化学オキシダントを除く各測定物質において、環境基準を達成しています。なお、群馬県では、光化学オキシダント等の濃度が高くなった際に「群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づき、注意報の発令などを行っています。

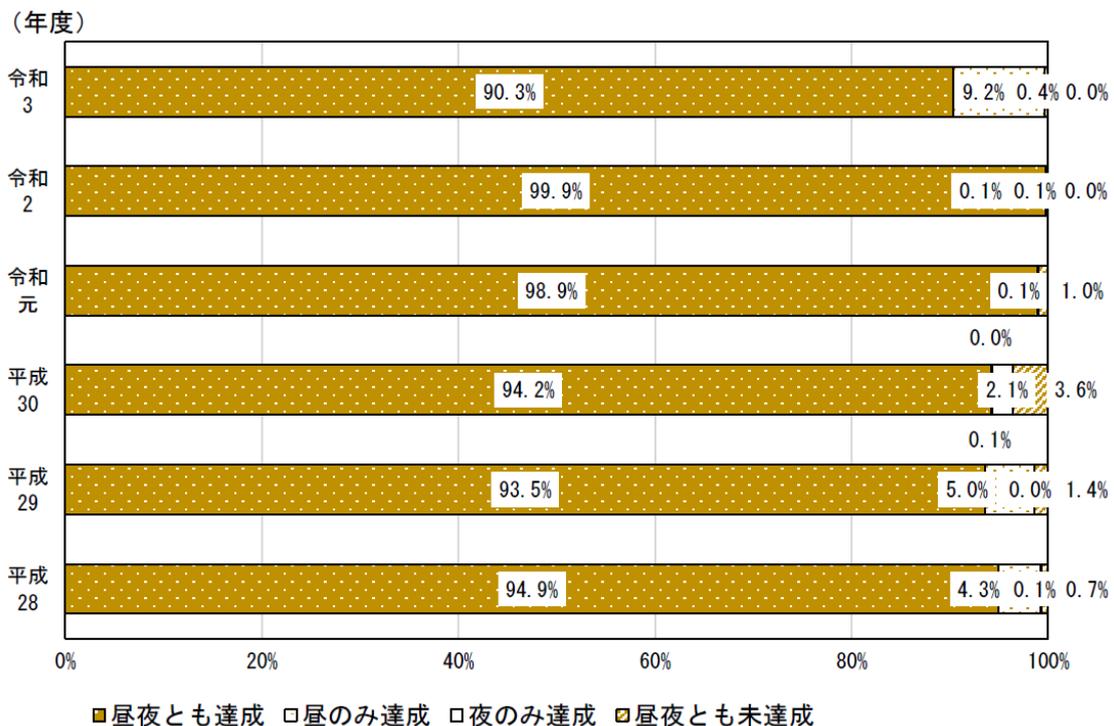
《騒音・振動》

本市は関越自動車道と上信越自動車道の結節点にあり、これらの高速道路からの自動車騒音を防ぐため、市内の上下線総延長の約1/3の区間に防音壁が設置されています。

また、毎年市内で、24時間環境騒音の測定を行い、本市における道路に面する地域の環境基準の達成状況を面的に評価しています。

新幹線鉄道に係る環境基準については、本市は1地点（藤岡市岡之郷）の測定を行っていますが、騒音・振動は上下線中心線から25m地点、50m地点ともに環境基準を満たしています。

●道路に面する地域における環境基準の面的評価*



資料) 自動車騒音常時監視業務委託報告書

※幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法。

《悪臭》

生活環境を保全するため、悪臭に対しては、悪臭防止法により、臭気指数の規制をしています。これにより、必要に応じて事業者に対する報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令、事故時の応急措置命令等を行っています。

◆規制基準

臭気指数区分	指定区域
臭気指数 13	・ 鬼石地区全域（旧鬼石町全域）
臭気指数 15	・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域
臭気指数 21	・ 工業地域及び工業専用地域 ・ 指数 15 区域以外の市域全般

資料) 令和3年度藤岡市環境事業概要

《ダイオキシン類》

ダイオキシン類は廃棄物を焼却する際に発生します。

本市では、清掃センターの排ガスを対象としてダイオキシン類の測定を行っています。令和3年度の調査結果によると、1号焼却炉、2号焼却炉いずれも排出基準を下回っています。

廃棄物処理に関する規制では、平成13年4月から農林漁業に関するやむを得ない焼却等を除いて廃棄物の野外焼却が禁止されました。また、平成14年12月からはダイオキシンの大気排出基準を満たさない簡易焼却炉、ブロック積みやドラム缶などの焼却炉の使用が禁止されています。

◆清掃センターダイオキシン濃度表

単位：ng-TEQ/m³N

	1号焼却炉	2号焼却炉
令和3年度	0.0032	0.0036
排出基準値	1	1

資料) 藤岡市清掃センターより

◇◆◇ アンケート結果 ◇◆◇

市民の38.8%が「家の周りの静けさ、振動など」について、また、36.4%が「空気のきれいさ、においなど」について満足しています。

事業者が公害防止対策として「既に実施している」の回答が最も多いのは、「有害物質の削減」が31.9%、次いで「騒音や振動対策」が31.2%、「水質汚濁対策」が29.8%などとなっています。

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	市に寄せられた苦情・相談に対して、法令・条例等に基づき、所管する県などの関係機関と連携し、適切に対応していきます。	環境課
2	「藤岡市空き地の清潔保持に関する取扱要綱」に基づき、空き地所有者に対する指導を継続します。	環境課
3	光化学オキシダントが発生したときは、市民に周知するとともに県などの関係機関と連携し、対応します。	環境課
4	野外焼却（野焼き）の禁止に関する啓発活動を推進するとともに、関係機関に対し指導要請を行います。	環境課 農政課
5	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法による規制基準を遵守させるとともに、適正な届け出を指導します。	環境課
6	廃棄物処理施設の適正な管理を継続します。	清掃センター
7	建築物解体現場におけるアスベスト飛散対策の適正実施を指導します。	都市計画課
8	化学物質や重金属等の使用事業者に対する管理の徹底や、土壌汚染防止について県と連携して対応します。	環境課
9	事業者からの有害物質の流出を監視するとともに、県と連携して対応します。	環境課

事業所の取り組み

- 法令に基づく公害防止対策を推進しましょう。
- 業務用施設、空調、ボイラー、排水処理施設などは、維持・管理を適切に行い、水や大気の保全に努めましょう。
- 農薬や化学肥料などの化学物質は、適正に使用・管理しましょう。
- 事業活動の際には周辺環境に配慮し、騒音や悪臭などの発生防止に努めましょう。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音などに関する管理目標を設定しましょう。

2 安心・良好な街並み

(1) 景観の保全

現状と課題

本市は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である史跡高山社跡をはじめ、県下有数の規模を誇る古墳群など歴史文化的な資源に恵まれており、本市の景観を形づくっています。

良好なまちの景観を形成するため、景観法及び藤岡市景観条例に基づき、無秩序な開発行為等を防止する取り組みを実施し、地域の特色を生かした景観づくりを進めていく必要があります。市民・事業者・行政が一体となったまちづくりをすることが望まれます。

◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成28年度	令和3年度	令和10年度
		基準	中間実績	目標
景観啓発活動	回	0	0	2
都市計画公園供用率	%	26.7	30.3	32.0



国指定史跡高山社跡

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	適正な土地利用による地域の景観資源の保全を推進します。	都市計画課
2	都市計画等に基づく土地利用の推進による景観に配慮した都市空間を整備します。	都市計画課
3	景観法及び藤岡市景観条例に基づき、建築や開発等の行為の規制、指導を行っていきます。	都市計画課
4	公共施設及び道路沿道の緑化を推進します。	都市施設課
5	三波川や桜山公園の冬桜の保護育成の継続と観光資源としての活用を推進します。	にぎわい観光課 文化財保護課

市民の取り組み

- 地域の歴史や文化、景観資源などに対する理解を深め、その保護に協力するようにしましょう。
- 郷土芸能やお祭りなどの行事に積極的に参加し、地域の財産として大切にするようにしましょう。

事業者の取り組み

- 工場や事業所などの敷地は適正な管理に努め、雑草の繁茂や害虫の発生を防ぎましょう。
- 樹木の植栽や花壇の整備などにより緑化を図りましょう。
- 建築物や広告物は景観・美観に配慮し、周辺環境との調和を図りましょう。
- 地域における歴史的建築物・文化財などの保全活動に積極的に参加し、支援しましょう。

(2) 良好な街並みの保全と環境衛生

現状と課題

本市の市街地は、敷地規模が狭い住宅が密集していることが多く、生け垣や樹木等で緑化されている空間は少ない状況にあります。一方、人の目が行き届かない山林や河川、空き地などでは、ごみの散乱や生活、事業関連の廃棄物を不法に投棄している実態があります。また、高齢化の進行によって、所有している土地や建物を管理することができなくなり、その結果、樹木や雑草の繁茂や毛虫や蚊の発生などの問題になっています。さらに、犬・猫のふん害や飼い主のいない猫が増えるなど、地域のトラブルも増加しています。

快適な街並みを形成・維持していくために、不法投棄監視などの地域パトロールの実施や、地域ネットワークの構築、犬・猫の適正な飼育など街の美化に関する市民意識の向上に向けた施策を展開しています。また、平成30年度より、飼い主のいない猫を増やさないために、市民、NPO法人、本市の三位一体となった「地域猫事業」を開始し、環境衛生の向上に努めています。

◆不法投棄監視パトロールの実施状況（各年度）

年度 項目	平成30	令和元	令和2	令和3
実施日数 (日)	137	139	136	134
回収量 (t)	0.6	0.5	0.5	0.4

資料) 令和4年度藤岡市環境事業概要

◆啓発看板配布実績（各年度）

年度 項目	平成30	令和元	令和2	令和3
配布枚数 (枚)	22	24	31	36

資料) 令和4年度藤岡市環境事業概要

◆「地域猫事業」による飼い主のいない猫の不妊手術実績（各年度）

年度 項目	平成30	令和元	令和2	令和3
手術頭数 (頭)	60	149	131	35

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	不法投棄の予防のため、不法投棄監視パトロールを実施していきます。	環境課
2	不法投棄が発生したときは、県及び警察等の関係機関と連携した迅速な対応を行っていきます。	環境課
3	市民、学校、事業者等による環境美化運動を推進します。	環境課
4	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の接種率向上に努めます。	環境課
5	動物愛護の精神に基づく犬・猫の適正飼育について広報等により周知します。	環境課

市民の取り組み

- ペットの飼育マナーを守り、ふんは路上などに放置せず、持ち帰るようにしましょう。
- たばこやごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加し、美しいまちづくりに協力するようにしましょう。

事業者の取り組み

- 地域の美化活動などに積極的に参加・協力しましょう。

環境保全の学習と活動

基本施策

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境保全についての意識啓発、
環境に対する理解の向上

(2) 環境情報の提供、情報公開の推進

2 環境保全活動の推進

(1) 環境保全のための取り組みの推進

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境保全についての意識啓発、環境に対する理解の向上

現状と課題

地球温暖化問題など今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因しており、公害など従来の環境問題のように特定の原因を示すことができないことが特徴となっています。このため、市民や事業者の環境に対する意識の変化を促すことで、日常生活や事業活動からの環境負荷を減らしていくことが大切です。

そのためには、環境保全の意識の高揚に向けて家庭や学校、職場、地域等のあらゆる場面での環境教育・環境学習を推進することが必要です。

現在、市内の小中学校では、河川の清掃や水生生物調査等の各種の環境保全活動と併せた環境教育を実施しています。また、市民や、市民団体を対象とした各種講座や活動の普及・啓発などを推進しています。

◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の地区の環境に対し不満と感じていることについて、33.8%が「市民1人ひとりの環境に対する意識や取り組み」、32.4%が「環境について学ぶ機会の多さ」を挙げています。

一方、事業者の「社員に対する環境教育の実施」は、前回の29.3%から38.3%と9%増加しています。

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	年齢、学習段階に応じた環境教育プログラムを検討します。	学校教育課
2	群馬県の環境プログラム「エコムーブ号」などの教材を活用した環境教育を行います。	環境課 学校教育課
3	給食での「食育」を通じた環境教育を行います。	学校教育課 給食センター
4	出前講座の活用などによる事業者の社員への環境教育の実施を支援します。	環境課 生涯学習課

市民の取り組み

- 環境問題についての講演会や体験学習、イベントなどに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めるようにしましょう。
- 環境問題に関する興味を深めることで、環境にやさしい生活や行動を心がけるようにしましょう。
- 環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めるようにしましょう。



稚鮎の放流（日野小学校）

(2) 環境情報の提供、情報公開の推進

現状と課題

市民や事業者等が環境保全活動に取り組むうえで、本市の環境の状況について正しく理解する必要があります。

本市では、環境事業に関する実施状況や環境測定の結果について、「藤岡市環境事業概要」を作成し、市広報、ホームページ等を通じて公表を行っていますが、市民や事業者等への周知方法の工夫や情報の有効な活用方法が課題となっています。

環境省や群馬県では、それぞれ環境カウンセラー制度や環境アドバイザー制度を導入しており、環境への専門的な知識を活かしたボランティア活動を支援・実施しています。

しかし、これらの制度に対する市民や事業者等の認知度はまだまだ低く、その積極的な活用には至っていないことが課題となっています。

◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

市民の33.8%は「市や事業者による環境情報の提供」に不満を感じており、情報の提供、情報公開が課題とされます。

施策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	市広報やホームページ等による環境関連情報の充実を図っていきます。	環境課
2	環境分野での人材を確保するために、環境カウンセラー、環境アドバイザー制度についての市民周知を行っていきます。	環境課
3	図書館での環境関連書籍の充実を図っていきます。	図書館
4	地球温暖化、環境問題などについて学べる環境学習の場所、機会の創出と充実を図っていきます。	環境課

2 環境保全活動の推進

(1) 環境保全のための取り組みの推進

現状と課題

近年、自分たちの地域は自ら守り育てるという機運が高まってきており、地域住民自らの手による特色あるコミュニティ活動や地域づくり活動、地域美化運動等、地域の課題の解決に向けた実践的な市民活動が行われるようになってきています。本市においても、市民団体による河川清掃・植栽等のボランティア活動が行われています。また、河川環境の改善を図るため、国土交通省と周辺自治体（高崎市・玉村町・神川町・上里町）及び各地域の住民の協力により「河川クリーン作戦」を毎年実施しています。本クリーン作戦は河川愛護月間における活動の一環として昭和63年から始まり、新型コロナウイルス感染症の影響で近年は中止していましたが、令和4年度より実施を再開しています。地域の人たちの自然環境や河川環境への関心は高まってきており、地域と行政が一体となって可燃・不燃ごみを収集し、大きな成果を挙げています。

今後も、行政と地域とが連携し活動することで、市民の意識を向上させていくことが必要です。本市では、事業者における環境負荷の低減に向けた自主的な取り組みを推進するため、ISO14001等の環境管理システムの普及に向けた啓発と認証取得を希望する事業者に対して、補助金制度による支援をしています。

このほか、環境保全対策について、環境保全協定を締結するよう積極的に取り組みを推進します。さらに、市内の中小事業者の工場・事業所等から発生する公害を防止するため、事業者自らが行う公害防止施設の設置や改善に対して融資制度を設け、公害防止を支援します。

◆◆◆ 目標指標 ◆◆◆

指標項目	単位	平成28年度	令和3年度	令和10年度
		基準	中間実績	目標
環境保全協定締結事業者数	事業者	37	80	90

◆◆◆ アンケート結果 ◆◆◆

住んでいる環境に対して、「ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー」について、市民の37.8%が不満であり、市が重点的に進めるべき施策として、市民の29.8%、事業者の34.8%が「不法投棄やポイ捨て対策」を挙げています。

一方、事業者の「環境マネジメントシステム(ISO14001)の導入」は前回の7.8%から、20.6%と12.8%増加しています。

施 策

番号	取 り 組 み	担当部署
1	事業者との「環境保全協定書」締結を推進し、環境基準の遵守及び地域への環境保全活動の取り組みを推進していきます。	環境課 商工観光課
2	事業者の自主的な環境保全の取り組みに向けた「ISO14001」、「エコアクション21」等の環境認証取得を促進します。	環境課 商工観光課
3	地域団体、小中学校等の環境美化活動に対し美化活動用ごみ袋の配布などの支援を行っていきます。	環境課
4	公共事業工事における環境に配慮した工法や再生資材利用を推進します。	土木課ほか事業 担当課
5	事業者向け省エネルギーに関するセミナーを開催し、省エネルギーの意識向上に努めます。	環境課
6	環境保全活動を通じた地域づくりを支援します。	環境課 土木課
7	国、県、近隣市町村との行政区域の枠を超えたネットワークの形成を行っていきます。	環境課 土木課 鬼石振興課
8	「公害防止施設設備資金融資制度」の利用促進により事業所における公害防止対策を推進します。	環境課

事業者の取り組み

- 社員に対する環境研修・環境教育の実施、各種団体が開催する学習会やセミナーなどに積極的に参加し、環境への意識を高めるようにしましょう。
- ISO・エコアクション21の認証取得、環境GS（ぐんまスタンダード）認定制度の利用、社内責任者の任命など、環境保全に向けた社内体制の整備をしましょう。
- 環境への配慮を事業計画の目標の一つとして示すようにしましょう。
- 地元住民との交流や意見交換などの機会を設け、事業所の環境に関する情報を市民に積極的に公開するよう努めましょう。
- 事業者間の交流や情報交換などにより最新の環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させるようにしましょう。
- グリーンツーリズムや森林ボランティアなどの各種の活動・イベントを活用した市民との交流を推進しましょう。



河川クリーン作戦